

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

目 次

I	「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部を改正する環境省告示第61号 (令和3年10月5日) . . . . .	1
II	「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部を改正する環境省告示第81号 (平成28年9月5日) . . . . .	3
III	「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部を改正する環境省告示第82号 (平成28年9月5日) . . . . .	20

○環境省告示第六十一号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月五日

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第一		一～三 (略)		改正後	
整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量	単位一リットルにつきミリグラム	備考	
二二二 (略)	し尿浄化槽 (建築基準 法施行令 (昭和二十 五年政令第 三百三十八 号)第三十 二条第一項 の表に規定 する算定方 法により算 定した処理 対象人員が	(イ)	(1)	化学的酸素要求量 〔単位一リットルに つきミリグラム〕	平成十八 年一月三十 日以前に 設置された ものであつ て、第二欄 により算定 した処理対 象人員が 五、〇〇〇 人以下のも の(三)に掲 げるものを
		(ロ)	(1)		
		(イ)	(2)		
		(ロ)	(2)		
		(イ)	(3)		
		(ロ)	(3)		
二二二 (略)	し尿浄化槽 (建築基準 法施行令 (昭和二十 五年政令第 三百三十八 号)第三十 二条第一項 の表に規定 する算定方 法により算 定した処理 対象人員が	(イ)	(1)	化学的酸素要求量 〔単位一リットルに つきミリグラム〕	平成十八 年一月三十 日以前に 設置された ものであつ て、第二欄 により算定 した処理対 象人員が 五、〇〇〇 人以下のも の(三)に掲 げるものを
		(ロ)	(1)		
		(イ)	(2)		
		(ロ)	(2)		
		(イ)	(3)		
		(ロ)	(3)		



○環境省告示第八十一号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年 総理府令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月  
環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。  
平成二十八年九月五日

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるものように改める。  
○ 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）（抄）

環境大臣 山本 公一

改正後

改正前

一～三 (略)  
別表第一

一～三 (略)  
別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位：リットルにつきミリグラム〕		備考
		(イ)	(ロ)	
七	畜産食料品製造業 （前二項に掲げるものを除く）	三〇	四〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	九五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする
		一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
二八	米菓製造業	一五	二五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、三〇とする
		一〇	一五	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位：リットルにつきミリグラム〕		備考
		(イ)	(ロ)	
七	畜産食料品製造業 （前二項に掲げるものを除く）	三〇	四〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	二二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする
		一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	二〇	
二八	米菓製造業	一五	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、三〇とする
		一〇	一五	

(略)	六四	六三	六二	(略)	四四	(略)	四二	(略)	三九	(略)	三七	(略)	三四
	繊維工業で不織布の製造工程に係るもの	繊維工業で繊維染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	繊維工業で繊維染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	繊維工業でニツト・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	清酒製造業	果実酒製造業	冷凍調理食品製造業	豆腐・油揚げ製造業	穀類でんぷん製造業				
	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一五	二〇	二〇	一五				
	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二五	三五	三〇	二五				
	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇				
	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	一五				
	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第二欄(1)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、二五とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする				

(略)	六四	六三	六二	(略)	四四	(略)	四二	(略)	三九	(略)	三七	(略)	三四
	繊維工業で不織布の製造工程に係るもの	繊維工業で繊維染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	繊維工業で繊維染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	繊維工業でニツト・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	清酒製造業	果実酒製造業	冷凍調理食品製造業	豆腐・油揚げ製造業	穀類でんぷん製造業				
	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一五	二〇	二〇	一五				
	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二五	三五	四〇	三〇				
	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇				
	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二五	一五				
	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第二欄(1)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、二五とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする				



一〇八	無機化学工業製品 製造業(整理番号 五〇の項から前 の項まで掲げるも を除く)	二〇	五〇	一〇	四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (二) 酸化コバルト製造工程に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (四) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (五) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (六) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。
-----	---	----	----	----	----	--

一〇八	無機化学工業製品 製造業(整理番号 五〇の項から前 の項まで掲げるも を除く)	二〇	五〇	一〇	四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (二) 酸化コバルト製造工程に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (四) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (五) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (六) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。
-----	---	----	----	----	----	--





一四	二三	一一	一一
前号品石 もの項一製油 のをまで造業 除く九化学 のまで九系 にの項の基 掲げら礎製 る番	除成ク工料中物程学品石 くゴ製程・問製(工製油 く)ム造有製問製(工製油 に製造・機製問製(工製油 係造工・顔合製問製(工製油 る工ラ・料合製問製(工製油 も程ス・チ製成環系製問製(工製油 のを合ツ造式中間工化製	品製油石 の製造業化学 工程で系系 に係る基礎製	係る品石 もの製油 の製造業化学 工程で系系 に係る基礎製
一五	一五	一五	一五
二五	二五	二五	三五
一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五
の排出大 は出公阪 二つ共湾 〇する用及 の三も水び 〇に係る水城 とすにに排 る三係るに流 〇の三係る入 〇(二)の係る水 〇(一)の係る水 〇(三)の係る水 〇(四)の係る水 〇(五)の係る水 〇(六)の係る水 〇(七)の係る水 〇(八)の係る水 〇(九)の係る水 〇(十)の係る水	(一) 排出する公共用水域に排 入するものを除く(二)に掲げ るものを除く(三)に掲げる ものを除く(四)の値は、 四〇とする(五)の値は、 三〇とする(六)の値は、 二〇とする(七)の値は、 一〇とする(八)の値は、 五とする(九)の値は、 三とする(十)の値は、 一とする	(一) 原料又はその化合物 を原料又はその化合物と して使用するものは、その 排出する公共用水域に排 入するものを除く(二)に 掲げるものを除く(三)に 掲げるものを除く(四)の 値は、五とする(五)の値 は、四〇とする(六)の値 は、三〇とする(七)の値 は、二〇とする(八)の値 は、一〇とする(九)の値 は、五とする(十)の値は、 三とする	(一) 原料又はその化合物 を原料又はその化合物と して使用するものは、その 排出する公共用水域に排 入するものを除く(二)に 掲げるものを除く(三)に 掲げるものを除く(四)の 値は、五とする(五)の値 は、四〇とする(六)の値 は、三〇とする(七)の値 は、二〇とする(八)の値 は、一〇とする(九)の値 は、五とする(十)の値は、 三とする(十一)の値は、 二とする(十二)の値は、 一とする(十三)の値は、 〇とする(十四)の値は、 〇とする(十五)の値は、 〇とする(十六)の値は、 〇とする(十七)の値は、 〇とする(十八)の値は、 〇とする(十九)の値は、 〇とする(二十)の値は、 〇とする

一四	二三	一一	一一
前号品石 もの項一製油 のをまで造業 除く九化学 のまで九系 にの項の基 掲げら礎製 る番	除成ク工料中物程学品石 くゴ製程・問製(工製油 く)ム造有製問製(工製油 に製造・機製問製(工製油 係造工・顔合製問製(工製油 る工ラ・料合製問製(工製油 も程ス・チ製成環系製問製(工製油 のを合ツ造式中間工化製	品製油石 の製造業化学 工程で系系 に係る基礎製	係る品石 もの製油 の製造業化学 工程で系系 に係る基礎製
一五	一五	一五	一五
二五	四〇	二五	四五
一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	一五	一五
五(二)の値は、 三〇とする 五(三)の値は、 三〇とする 五(四)の値は、 三〇とする 五(五)の値は、 三〇とする 五(六)の値は、 三〇とする 五(七)の値は、 三〇とする 五(八)の値は、 三〇とする 五(九)の値は、 三〇とする 五(十)の値は、 三〇とする 五(十一)の値は、 三〇とする 五(十二)の値は、 三〇とする 五(十三)の値は、 三〇とする 五(十四)の値は、 三〇とする 五(十五)の値は、 三〇とする 五(十六)の値は、 三〇とする 五(十七)の値は、 三〇とする 五(十八)の値は、 三〇とする 五(十九)の値は、 三〇とする 五(二十)の値は、 三〇とする		原料又はその化合物を原料 又はその化合物として使用 するものは、その排出する 公共用水域に排入するもの を除外する(二)に掲げる ものを除外する(三)に掲 げるものを除外する(四)の 値は、一五とする(五)の 値は、一〇とする(六)の 値は、五とする(七)の値 は、三とする(八)の値は、 二とする(九)の値は、一 とする(十)の値は、〇と する(十一)の値は、〇と する(十二)の値は、〇と する(十三)の値は、〇と する(十四)の値は、〇と する(十五)の値は、〇と する(十六)の値は、〇と する(十七)の値は、〇と する(十八)の値は、〇と する(十九)の値は、〇と する(二十)の値は、〇と する	原料又はその化合物を原料 又はその化合物として使用 するものは、その排出する 公共用水域に排入するもの を除外する(二)に掲げる ものを除外する(三)に掲 げるものを除外する(四)の 値は、一五とする(五)の 値は、一〇とする(六)の 値は、五とする(七)の値 は、三とする(八)の値は、 二とする(九)の値は、一 とする(十)の値は、〇と する(十一)の値は、〇と する(十二)の値は、〇と する(十三)の値は、〇と する(十四)の値は、〇と する(十五)の値は、〇と する(十六)の値は、〇と する(十七)の値は、〇と する(十八)の値は、〇と する(十九)の値は、〇と する(二十)の値は、〇と する

二九	(略)	二七	二六	二五
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業
一五		一五	一五	一五
二五		三〇	二五	三五
一〇		一〇	一〇	一〇
一五		二〇	一五	一五
(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第二欄(一)の値は、五五とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(一)の値は、一〇とする。 (三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(二)の値は、一〇とする。 (四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(三)の値は、一〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第二欄(一)の値は、四〇とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(一)の値は、一〇とする。 (三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(二)の値は、一〇とする。 (四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(三)の値は、一〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第二欄(一)の値は、六〇とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(一)の値は、一〇とする。 (三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(二)の値は、一〇とする。 (四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(三)の値は、一〇とする。	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(一)の値は、四〇とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(二)の値は、一〇とする。 (三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(三)の値は、一〇とする。 (四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(四)の値は、一〇とする。 (五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(五)の値は、一〇とする。

二九	(略)	二七	二六	二五
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業
一五		一五	一五	一五
五五		四〇	六〇	三五
一〇		一〇	一〇	一〇
一五		二〇	一五	一五
窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(一)の値は、一〇とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(二)の値は、一〇とする。 (三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(三)の値は、一〇とする。 (四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(四)の値は、一〇とする。 (五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(五)の値は、一〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第二欄(一)の値は、四〇とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(一)の値は、一〇とする。 (三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(二)の値は、一〇とする。 (四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(三)の値は、一〇とする。 (五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(四)の値は、一〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第二欄(一)の値は、六〇とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(一)の値は、一〇とする。 (三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(二)の値は、一〇とする。 (四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(三)の値は、一〇とする。 (五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(四)の値は、一〇とする。	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(一)の値は、四〇とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(二)の値は、一〇とする。 (三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(三)の値は、一〇とする。 (四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(四)の値は、一〇とする。 (五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第一欄(五)の値は、一〇とする。

<p>有機化学工業製品 製造業(整理番号 〇九の項から前 の項までに掲げる ものを除く)</p>	<p>合成ゴム製造業</p>	<p>プラスチック製造業</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>	<p>一〇</p>
<p>七〇</p>	<p>二五</p>	<p>二〇</p>
<p>一〇</p>	<p>一〇</p>	<p>一〇</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>	<p>一五</p>
<p>(一) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(二) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(三) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(四) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(五) 室素又はその化合物を原料として使用するもの</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く(二) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く(三) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く(四) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く(五) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く(二) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く(三) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く(四) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く(五) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く</p>

<p>有機化学工業製品 製造業(整理番号 〇九の項から前 の項までに掲げる ものを除く)</p>	<p>合成ゴム製造業</p>	<p>プラスチック製造業</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>	<p>一〇</p>
<p>七〇</p>	<p>四五</p>	<p>二五</p>
<p>一〇</p>	<p>一〇</p>	<p>一〇</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>	<p>一五</p>
<p>(一) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(二) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(三) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(四) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(五) 室素又はその化合物を原料として使用するもの</p>	<p>(一) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(二) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(三) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(四) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(五) 室素又はその化合物を原料として使用するもの</p>	<p>(一) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(二) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(三) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(四) 室素又はその化合物を原料として使用するもの(五) 室素又はその化合物を原料として使用するもの</p>

二三二	二三〇	二二九	二二八	(略)	二三六	(略)
医薬品原薬・製剤 製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)		脂肪酸・硬化油・ グリセリン製造業	
一五	一五	一五	一五		一〇	
四〇	二五	二五	二五		一五	
一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	
一五	一五	一五	一五		一五	
(二) 医薬品原薬製造工程(室薬又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、四・五とする。	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(二)に掲げるものを除く。(三)にあつては、第三欄(1)の値は、三・〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)の値は、三・〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)の値は、五・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)の値は、三・〇とする。	(四) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料とするものに限る。)に使用される(二)の値は、五・五とする。

二三二	二三〇	二二九	二二八	(略)	二三六	(略)
医薬品原薬・製剤 製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)		脂肪酸・硬化油・ グリセリン製造業	
一五	一五	一五	一五		一〇	
四五	三〇	三〇	五五		三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	
一五	一五	一五	一五		一五	
医薬品原薬製造工程(室薬又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、三・〇とする。						(四) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料とするものに限る。)に使用される(二)の値は、五・五とする。

一五六	板ガラス製造業	一〇	一五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四九	コークス製造業	五〇〇	五一〇	三三〇	三三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	一五	四〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四三	写真感光材料製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
一三八	合成香料製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一三六	火薬類製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
						〇、二五、三〇とする。

一五六	板ガラス製造業	一〇	二〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四九	コークス製造業	五〇〇	九五〇	三三〇	四〇〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	一五	五〇	一〇	二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四三	写真感光材料製造業	一五	二五	一〇	二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
一三八	合成香料製造業	一五	三五	一〇	二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一三六	火薬類製造業	一五	三五	一〇	二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
						〇、二五、三〇とする。



二〇〇	二〇一	略	略	略
非鉄金属製造業	電気めっき業			冷間圧延業(整理)及び番号一八二の項に掲げるものを除く。
一五	二〇			
三〇	四〇			
一〇	一〇			
一五	二五			
<p>(一) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(二)にあげたものを除く。</p> <p>(二) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>(三) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>(四) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>(五) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>(六) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(二)にあげたものを除く。</p> <p>(二) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>(三) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>(四) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>(五) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>(六) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)にあげたものを除く。</p>	<p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p>		

二〇〇	二〇一	略	略	略
非鉄金属製造業	電気めっき業			冷間圧延業(整理)及び番号一八二の項に掲げるものを除く。
一五	二〇			
三五	四〇			
一〇	一〇			
一五	三〇			
<p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(一)にあげたものを除く。</p>	<p>窒素又はその化合物による表面処理施設を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>窒素又はその化合物による表面処理施設を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>窒素又はその化合物による表面処理施設を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>窒素又はその化合物による表面処理施設を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>窒素又はその化合物による表面処理施設を有するもの(一)にあげたものを除く。</p> <p>窒素又はその化合物による表面処理施設を有するもの(一)にあげたものを除く。</p>	<p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p> <p>従って、第三欄の値は、〇とする。</p>		











2 1

この告示は、公布の日から適用する。  
 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める窒素含有量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る Cn、Cno 及び Cni の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

附 則

別表第二 (略)

三三二 試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう）	(略)	二二六 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く）	二二五 廃油処理業	二〇	一〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、二五とする。
				三五	二五	
				一〇	一〇	
				一五	一五	
				二〇	二〇	
				三五	三五	

別表第二 (略)

三三二 試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう）	(略)	二二六 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く）	二二五 廃油処理業	二〇	一〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、二五とする。
				三五	三〇	
				一〇	一〇	
				一五	一五	
				二〇	二〇	
				三五	三五	

加えた方法より高度に処理することができる方法により尿を処理するもの及び（三）の値は、三〇とする。



(略)	二五	二四	(略)	三三	三二	(略)	一九	(略)	一六	一五	(略)	二
	パン製造業	小麦粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造業		野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)
	二	三		一・五	三		一・五		二・五	三		三
	四・五	四		三・五	四		七		六	六		四・五
	一	一・五		一	一・五		一		一	一		一
	二・五	二・五		二	二・五		一・五		三	三		三・五
大阪湾及びこの流入水を排出するものは、六とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、四・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、八とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		

(略)	二五	二四	(略)	三三	三二	(略)	一九	(略)	一六	一五	(略)	二
	パン製造業	小麦粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造業		野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)
	二	三		一・五	三		一・五		二・五	三		三
	六	七・五		四・五	四・五		八		六・五	七・五		七・五
	一	一・五		一	一・五		一		一	一		一
	二・五	二・五		二	三		一・五		三	三		三・五
大阪湾及びこの流入水を排出するものは、六とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、四・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、八とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		

(略)	四七	配合飼料製造業	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。	
	四六	インスタントコーヒ製造業	二・五	三・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、三とする。	
	(略)	果実酒製造業	一・五	二・五	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二・五とする。	
	(略)	三九	冷凍調理食品製造業	四	八	一	四	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、八・五とする。及び(2)の値は、四・五とする。
	(略)	三八	あん類製造業	三・五	八	一	四	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、九とする。
	(略)	三四	穀類でんぷん製造業	三	五・五	一・五	三	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、六・五とする。
(略)	二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までの掲げるものを除く)	三	六	一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、三とする。	
(略)	二八	米菓製造業	三	七・五	一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、四・五とする。	

(略)	四七	配合飼料製造業	二	三	一	二		
	四六	インスタントコーヒ製造業	二・五	三・五	一	三		
	(略)	果実酒製造業	一・五	二・五	一	二・五		
	(略)	三九	冷凍調理食品製造業	四	八・五	一	四・五	
	(略)	三八	あん類製造業	三・五	九	一	四	
	(略)	三四	穀類でんぷん製造業	三	六・五	一・五	三	
(略)	二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までの掲げるものを除く)	三	六	一・五	三		
(略)	二八	米菓製造業	三	七・五	一・五	四・五		



略	略	略	略	略	略	略	略	略
一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	八五	六六	六三	四九	
複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業、又は木材又は紙の製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした繊維物及び防工程に係るもの	繊維工業で繊維整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るものを	有機質肥料製造業	
二	二	二	二	一	一	二	一・五	
二五	三	三	四	一・五	二	四	二・五	
一	一	一	一	一	一	一	一	
一・五	一・五	二	二	一・五	一・五	二・五	一・五	
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(2)の値は、三〇(1)と	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(2)の値は、一六と	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(2)の値は、三・五とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(2)の値は、三とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(2)の値は、二(1)と	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(2)の値は、二とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(2)の値は、三(1)と	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(2)の値は、三・五とする	

略	略	略	略	略	略	略	略	略
一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	八五	六六	六三	四九	
複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業、又は木材又は紙の製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした繊維物及び防工程に係るもの	繊維工業で繊維整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るものを	有機質肥料製造業	
二	二	二	二	一	一	二	一・五	
三〇	一六	三・五	四	二	二	五	三・五	
一	一	一	一	一	一	一	一	
三〇	一六	二	三	二	二	三	一・五	

(略)	二七	二六	(略)	二四	(略)	一〇八	(略)	一〇七
	発酵工業	メタン誘導品製造業		石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。
	一・五	二		一		一		一
	二・五	三		一・五		二		二
	一	一		一		一		一
	一・五	一・五		一・五		一・五		一・五
	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。		(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。 (二) 製造工程及びりん化合物製造工程に於けるものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。 (三) 製造工程及びりん化合物製造工程に於けるものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。 (四) 製造工程及びりん化合物製造工程に於けるものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三とする。

(略)	二七	二六	(略)	二四	(略)	一〇八	(略)	一〇七
	発酵工業	メタン誘導品製造業		石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。
	一・五	二		一		一		一
	三	三		二・五		二・五		三
	一	一		一		一		一
	一・五	二		一・五		一・五		一・五
						りん化合物製造工程に於けるものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。		



一五一	自動車タイヤ・ チューブ製造業	一・五	二・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一四九	コークス製造業	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一四二	ゼラチン・接着剤 製造業(にかわ製 造業を含む)	二	三・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一三九	香料製造業(前項 に掲げるものを除く)	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一三八	合成香料製造業	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一三三	医薬品製剤製造業	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一三二	医薬品原薬・製剤 製造業	一・五	四	一	一・五	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。 (二) 医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限り)に於けるものは、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八・五とする。

一五一	自動車タイヤ・ チューブ製造業	一・五	二・五	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一四九	コークス製造業	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一四二	ゼラチン・接着剤 製造業(にかわ製 造業を含む)	二	三・五	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一三九	香料製造業(前項 に掲げるものを除く)	二	三・五	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一三八	合成香料製造業	二	三・五	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一三三	医薬品製剤製造業	一	二・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
略	略	略	略	略	略	略
一三二	医薬品原薬・製剤 製造業	一・五	六	一	一・五	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。 (二) 医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限り)に於けるものは、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八・五とする。

一八九	一八八	(略)	一八〇	一七九	(略)	一七〇	(略)	一六六	(略)	一六四	(略)	一五九	(略)
めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業		冷間圧延業(整理番号一八二の項及び番号一八三の項に掲げるものを除く)	熱間圧延業(整理番号一八二の項及び番号一八三の項に掲げるものを除く)		鉱物・土石粉砕等処理業		コンクリート製品製造業		ガラス・同製品製造業(整理番号一五六の項から前項までのに掲げるものを除く)		ガラス容器製造業	
—	—		—	—		—		—		—		—	
一・五	一・五		一・五	一・五		二		二		二		一・五	
—	—		—	—		—		—		—		—	
一・五	一・五		一・五	一・五		一・五		一・五		一・五		一・五	
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出水に係るもの排出水の値は、二とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出水に係るもの排出水の値は、二とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出水に係るもの排出水の値は、二とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出水に係るもの排出水の値は、二とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出水に係るもの排出水の値は、二・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出水に係るもの排出水の値は、二・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出水に係るもの排出水の値は、二・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出水に係るもの排出水の値は、二とする。	

一八九	一八八	(略)	一八〇	一七九	(略)	一七〇	(略)	一六六	(略)	一六四	(略)	一五九	(略)
めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業		冷間圧延業(整理番号一八二の項及び番号一八三の項に掲げるものを除く)	熱間圧延業(整理番号一八二の項及び番号一八三の項に掲げるものを除く)		鉱物・土石粉砕等処理業		コンクリート製品製造業		ガラス・同製品製造業(整理番号一五六の項から前項までのに掲げるものを除く)		ガラス容器製造業	
—	—		—	—		—		—		—		—	
二	二		二	二		二・五		二・五		二・五		二	
—	—		—	—		—		—		—		—	
一・五	一・五		一・五	一・五		一・五		一・五		一・五		一・五	



二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		輸送用機械器具製造業
—	二		—
三	三		四
—	—		—
二・五	三		二
(一)は出入水に係るもの値は三欄(四)とす	大坂湾及びこれに流入する水の排出に及ぶものは三欄(一)の値とする。	(一)自動車・同付属品製造工程による表面処理施設を設けるもの(二)に及ぶものは三欄(一)の値とする。	(一)自動車・同付属品製造工程による表面処理施設を設けるもの(二)に及ぶものは三欄(一)の値とする。

二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		輸送用機械器具製造業
—	二		—
四	四・五		四
—	—		—
四	三・五		二
			(一)自動車・同付属品製造工程による表面処理施設を設けるもの(二)に及ぶものは三欄(一)の値とする。

(略)	二一九	(略)	二二五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	四・五		八		
	二		一		
	三		四・五		
大阪湾及びこれに流入する 公共用水域に排出するもの に係るものは、第三欄(1)の 値は、五とする。		大阪湾及びこれに流入する 公共用水域に排出するもの に係るものは、第三欄(2)の 値は、五とする。		(一) 他標準活性汚泥法その 中これより高度に下水 方より高度に除去できる 法により下水を処理する を含むもの(高濃度を多 るもの)に受け入れる多 量に含有する汚水を多 (1)の第三欄(1)及び(2)の 値は、二とする。	

(略)	二一九	(略)	二二五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	五		八		
	二		一		
	三		五		
大阪湾及びこれに流入する 公共用水域に排出するもの に係るものは、第三欄(1)の 値は、五とする。		大阪湾及びこれに流入する 公共用水域に排出するもの に係るものは、第三欄(2)の 値は、五とする。		(一) 他標準活性汚泥法その 中これより高度に下水 方より高度に除去できる 法により下水を処理する を含むもの(高濃度を多 るもの)に受け入れる多 量に含有する汚水を多 (1)の第三欄(1)及び(2)の 値は、二とする。	





